

和歌山県監査公表第 25号

令和5年2月9日付け監査報告第21号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月4日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 補助金の交付申請及び実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 外国雑誌電子オンラインジャーナルアクセス利用の提供業務委託において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 検査調書の作成を行っていなかった。</p> <p>イ 契約期間満了日の前に完了検査を行っていた。</p> <p>ウ 契約書の契約期間満了日の記載を誤っていた。</p> <p>(3) 業務委託の支出契約決議及び変更契約決議において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公立大学法人和歌山県立医科大学文書決裁規程に定められた決裁区分について、関係職員に再度周知するとともに、個々の決裁ごとに決裁区分を確認するよう、徹底を図った。</p> <p>(2) 契約書の記載事項や契約期間満了日の確認の徹底について、関係職員に再度周知するとともに、契約期間の満了後に完了検査を行った上で、検査調書を作成するよう、徹底を図った。</p> <p>(3) 公立大学法人和歌山県立医科大学文書決裁規程に定められた決裁区分について、関係職員に再度周知するとともに、個々の決裁ごとに決裁区分を確認するよう、徹底を図った。</p>

2 公益社団法人畜産協会わかやま

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>出資団体における新規採用職員の採用について、県が定めた「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」に基づく協議を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>再発防止のため、出資団体の運営等の指導監督に当たっては、「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」等に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 一般社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターに係る情報公開要綱を策定していなかったため、県と協議の上、適正に処理されたい。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>指定管理者において情報公開要綱を策定していなかったため、指定管理者と協議の上、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>所管課である健康推進課と協議の上、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第38条の規定に基づき、情報公開要綱を策定するとともに、施設の特性に鑑みて、診療情報の提供等に関する指針（平成15年医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添）に基づき、診療記録開示要綱を策定した。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>指定管理者である一般社団法人和歌山県歯科医師会と協議の上、指定管理者において、和歌山県情報公開条例第38条の規定に基づき、情報公開要綱を策定するとともに、施設の特性に鑑みて、診療情報の提供等に関する</p>

	指針に基づき、診療記録開示要綱を策定した。
--	-----------------------

4 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地指定管理者)

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・和歌山ビッグウエーブ警備業務委託の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 当財団が指定管理者として管理する他の施設についても、警備業務委託の支出における履行確認漏れの有無を点検した。各施設の業務担当者、支出事務担当者及び支出決定権者に対し、今後、履行確認漏れが発生することのないよう、支出関係書類について整備の徹底を再度指導した。</p>